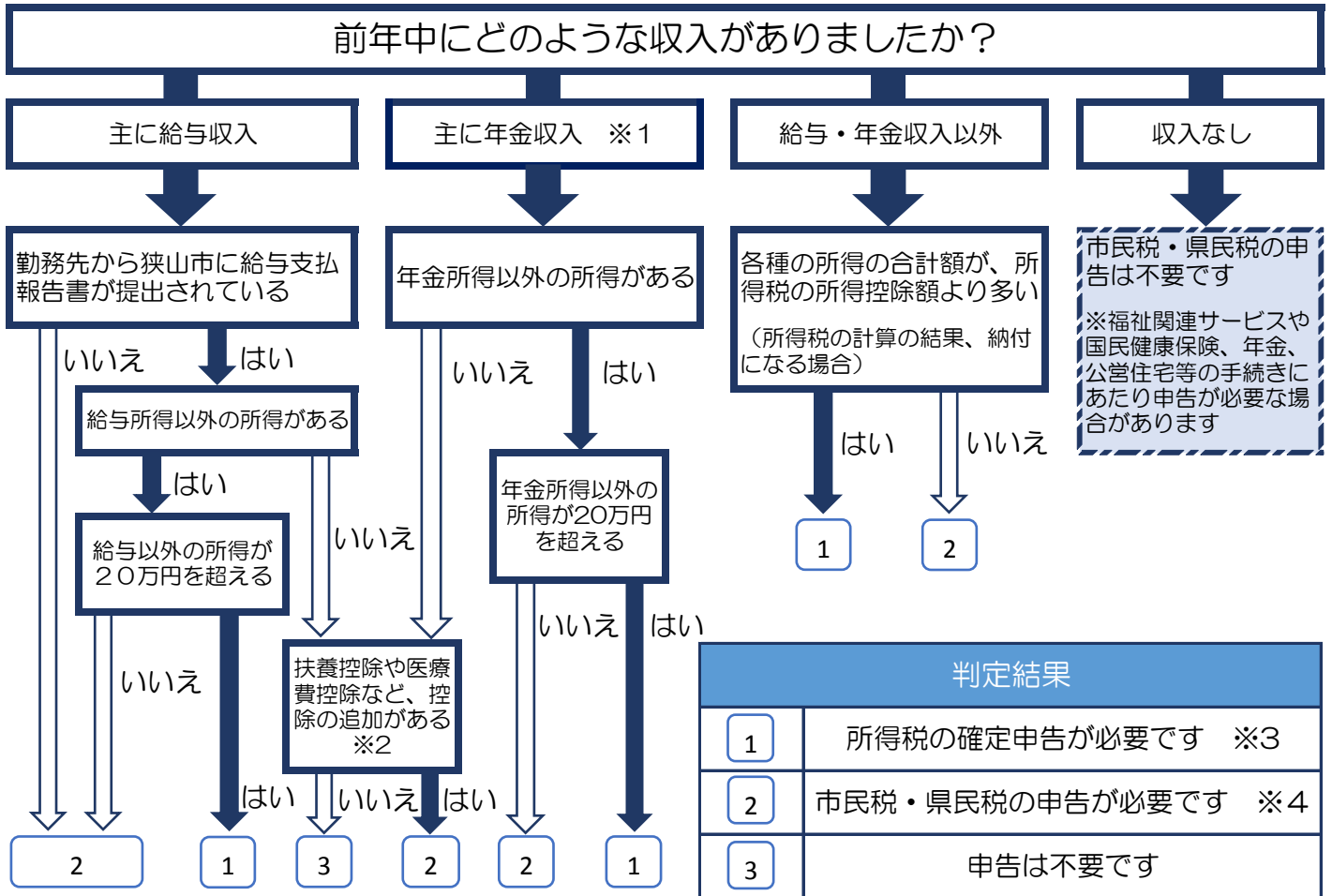


市民税・県民税の申告に関するフローチャート



- ※1 公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です
- ※2 控除を追加しても、税額がかわらない場合があります (例) 非課税の方、均等割のみの方
- ※3 所得税の確定申告をする方は、原則市民税・県民税の申告は不要です
- ※4 所得税の還付を受けるには、確定申告が必要です